

事務所通信(号外)

令和 6 年度 税制改正大綱のポイント（主に個人・中小企業）

令和 6 年 1 月
税理士法人 AKJパートナーズ

去る令和 5 年 12 月 22 日、「令和 6 年度税制改正大綱」が閣議決定されました。

以下におきまして、大綱の主な内容を掲載しておりますが、詳細につきましては、弊所担当者までお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。

所得税・個人住民税の定額減税

令和 6 年分の所得税・個人住民税について、下記の要領で定額減税が実施されます。

1. 所得税

- ①対象者：令和 6 年分の所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円以下の居住者
- ②控除額：本人 3 万円
同一生計配偶者又は扶養親族(居住者に限る) 1 人につき 3 万円
ただし、その者の所得税額を限度とする。
- ③控除の方法：
 - ✓給与所得者の場合
令和 6 年 6 月支給分の給与の所得税額から控除。控除しきれない部分の金額は、以後令和 6 年中に支払われる給与から順次控除。(扶養親族等に異動があった場合は、年末調整にて精算。)
 - ✓個人事業者の場合
 - ・令和 6 年分の確定申告において、その所得税額から控除。
 - ・予定納税がある者は本人分のみ予定納税額から控除し、同一生計配偶者等に係る控除は確定申告時、又は「予定納税額の減額の承認の申請」により控除する。

2. 個人住民税

- ①対象者：令和 6 年分の個人住民税に係る合計所得金が 1,805 万円以下の納税義務者
- ②控除額：本人 1 万円
控除対象配偶者又は扶養親族(居住者に限る) 1 人につき 1 万円
- ③控除の方法：
 - ✓給与所得者の場合(特別徴収の場合)
令和 6 年 6 月分の個人住民税の特別徴収は行わず、上記②の金額を控除した後の個人住民税額(年額)を 11 等分し、その等分した金額を令和 6 年 7 月から令和 7 年 5 月まで毎月徴収する。
 - ✓個人事業者の場合(普通徴収の場合)
令和 6 年度第 1 期分の納付額から控除。控除しきれない部分の金額は、第 2 期分以降の納付額から順次控除。

賃上げ税制

1. 資本金 1 億円以下の中小企業については、控除限度超過額が 5 年間繰越可能となります。(繰越税額控除をする事業年度において、雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り適用可。)

2. 全法人について、給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」に看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算その他の役務の提供の対価の額が含まれないこととなります。
3. 令和6年4月1日から令和9年3月31日の間に開始する各事業年度における控除率は、下記の通りとなります。

①資本金1億円超、従業員数2,000人超の法人

要件	税額控除率
継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$	10% (現行15%)
継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$	15% (現行25%)
継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 105\%$	20% (現行25%)
継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 107\%$	25% (変更なし)
教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 110\%$ かつ、 教育訓練費の額 \geq 雇用者給与等支給額 $\times 0.05\%$ 以上	税額控除率に5%加算
プラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を受けている 事業年度の場合	税額控除率に5%加算

②資本金1億円超、従業員数2,000人以下の法人

要件	税額控除率
継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 103\%$	10% (現行15%)
継続雇用者給与等支給額 \geq 継続雇用者比較給与等支給額 $\times 104\%$	25% (変更なし)
教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 110\%$ かつ、 教育訓練費の額 \geq 雇用者給与等支給額 $\times 0.05\%$ 以上	税額控除率に5%加算
プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定のいずれかを受けている、 又は、えるぼし認定(3段階目)を受けた事業年度の場合	税額控除率に5%加算

③資本金1億円以下の法人

要件	税額控除率
雇用者給与等支給額 \geq 雇用者比較給与等支給額 $\times 101.5\%$	15% (変更なし)
雇用者給与等支給額 \geq 雇用者比較給与等支給額 $\times 102.5\%$	30% (変更なし)
教育訓練費の額 \geq 比較教育訓練費の額 $\times 105\%$ かつ、 教育訓練費の額 \geq 雇用者給与等支給額 $\times 0.05\%$ 以上	税額控除率に10%加算
プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定のいずれかを受けている、 又は、くるみん認定、えるぼし認定(2段階目以上)のいずれかを受けた 事業年度の場合	税額控除率に5%加算

子育て支援税制

「子育て特例対象個人」に係る所得税について、以下の特例が適用されます。

※「子育て特例対象個人」とは、①40歳未満であって配偶者を有する者、②40歳以上であって、40歳未満の配偶者を有する者、③19歳未満の扶養親族を有する者、のいずれかに該当する個人をいいます。

1. 住宅ローン控除

✓住宅ローンを利用して認定住宅等の新築等を行い、令和6年1月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合、住宅借入金等の年末残高の限度額(借入限度額)を下記のとおりとします。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円

2. 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税の特別控除

✓その者の所有する居住用の家屋について、「一定の子育て対応改修工事」をして、令和6年4月1日から12月31日までの間に居住の用に供した場合、当該工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額をその年分の所得税から控除することができます。

ただし、その年分の合計所得金額が2,000万円を超える場合は適用できません。

※「一定の子育て対応改修工事」とは、住宅内における子供の事故を防止するための工事等をいいます。

交際費の損金不算入制度

令和6年4月1日以後に支出する飲食費について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を1人当たり1万円以下(現行5,000円以下)に引き上げます。

倒産防止共済の損金算入

中小企業倒産防止共済契約の解除があった後再契約を締結した場合、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出する掛金は、法人税の計算上損金に算入できなくなります。(所得税も同様。)

✓令和6年10月1日以後の共済契約の解除から適用。

ストックオプション税制

その年における新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、以下の見直しが行われます。

✓設立の日以後の期間が5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、当該限度額を2,400万円に引き上げ。(現行:1,200万円)

✓「一定の株式会社」が付与する新株予約権については、当該限度額を3,600万円に引き上げ。(現行1,200万円)

※「一定の株式会社」とは、設立の日以後の期間が5年以上20年未満である株式会社で、非上場会社又は上場の日以後の期間が5年未満であるものをいいます。

直系尊属から住宅取得資金等の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

「省エネ等住宅」の家屋の要件について一部見直しが行われ、**適用期間が令和 8 年 12 月 31 日まで延長**されます。

高額特定資産の範囲 【消費税】

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、金又は白金の地金等の額の合計額が 200 万円以上である場合が加わります。
(令和 6 年 4 月 1 日以後の課税仕入れ等より適用。)

※高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜)が 1,000 万円以上の棚卸資産又は建物、構築物、機械及び装置、船舶、航空機、車両及び運搬具、工具、器具及び備品、鉱業権その他の資産をいいます。

■ 詳細につきましては、当事務所までご連絡ください。



シンガポール・サテライトオフィスは認証が

税理士法人AKJパートナーズ			
(Tokyo office)	(代表社員)	公認会計士・税理士	山本 成男
*住所 〒105-6237			
東京都港区愛宕2-5-1愛宕グリーンヒルズMORIタワー37階	(保有資格)	公認会計士	10名
*電話番号 03(5777)3480/(FAX) 03(5777)3481		米国公認会計士	3名
		税理士	18名
(Tsukuba office)		CFP・AFP	3名
*住所 〒305-0032		税理士科目合格・ACCA Level 2	11名
茨城県つくば市竹園1-6-1つくば三井ビルディング18F		社会保険労務士(特定社会保険労務士舎)	5名
*電話番号 029(868)7033/(FAX) 029(868)7034		医療経営コンサルタント	2名
		公認不正検査士(CFE)	2名
(Fukuoka office)		M&Aシニアエキスパート(金融財政事情研究会認定)	7名
*住所 〒812-0018			
福岡県福岡市博多区住吉1-2-25キャナルシティビジネスセンタービル9F	(グループ)	公認会計士AKJパートナーズ共同事務所	
*電話番号 092(283)3350/(FAX) 092(283)3351		株式会社AKJパートナーズ	
		社会保険労務士法人AKJパートナーズ	
(Singapore office)		株式会社 AKJメディカルサービス	
*住所 321 Orchard Road, #06-04 Orchard Shopping Centre, Singapore 238866	(事務所URL)	https://www.aki-partners.com/	
*電話番号 +65-6735-3970/(FAX) +65-6735-3225			